

企画提案説明書

1 当該招請の趣旨

本業務は、保健所衛生課窓口において食品衛生監視員が行う、食品関係営業者への申請・届出時の記載方法等の指導、食品衛生法に基づく営業許可事務の一部及び県民・営業者からの食品衛生に係る苦情や相談業務の一部を補完するものである。

保健所及び保健所支所内に窓口を必要とすることから、一般社団法人岡山県食品衛生協会を相手方とする契約手続きを予定しているが、当該団体以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、応募者からの業務提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、5の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会との契約手続きに移行する。

なお、5の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人岡山県食品衛生協会と当該応募者が提出する業務提案書等により審査を行い、契約の相手方を選定する。

2 業務概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務名 | 食品衛生業務委託事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「食品衛生業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期限 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

3 業務目的

県民へのサービスの向上及び食品衛生関係許可事務の合理化を目的とする。

4 契約限度額

22,148,507円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募要件

以下の掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 民法その他の法律により設立された法人に該当する者であること。
- イ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載又は登録申請を行い受理された者であること。
- ウ 入札参加資格者名簿に登載又は登録申請の業務種目が「大分類9 その他、小分類10 その他」であること。
- エ 入札参加資格者名簿に登載又は登録申請の事務所所在地が岡山県内であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告

示第 332 号) に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
キ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

ク 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。

ケ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(2) 業務の実施に関する要件

ア 過去 3 年以上、食品衛生向上のための活動実績があり、かつ、一般県民を対象に食品衛生に関する啓発活動の実績があること。

イ 県が設置する各保健所及び保健所支所に職員 1 名以上を配置し、保健所業務時間を通じて委託業務を遂行できること。

注：業務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ウ 過去 2 年間に於いて県との契約がある場合、全て誠実に履行していること。

6 企画提案説明書について

(1) 照会先 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
岡山県保健医療部生活衛生課食の安全推進班
TEL 086-226-7338 FAX 086-231-1434

(2) 照会受付時間及び方法

令和 8 年 3 月 11 日(水) 午前 9 時から

令和 8 年 3 月 23 日(月) 午後 5 時まで

※書面による持参又は F A X による(様式は任意)

※持参については、土・日曜日を除く。

(3) 回答日時及び方法

適宜 F A X 等にて速やかに回答する。

7 参加意思確認書について

(1) 提出様式

別紙様式第 1 号

(2) 記載上の留意事項

ア 食品衛生向上のための活動実績及び一般県民を対象とした食品衛生に関する啓発活動の実績概要(過去 3 年分以上)

食品衛生向上のための活動実績については、過去 3 年分以上について、一般県民を対象とした啓発活動も含め、実施時期、実施場所、対象、実施方法、活動内容等について、概要を簡潔に記載すること。

イ 県が設置する保健所及び保健所支所に配置する職員の職・氏名一覧(様式第 3 号)

2名以上を配置する場合は、様式記入欄を増加しても差し支えないこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所

- ア 提出期限：令和8年3月11日（水）午前9時から
令和8年3月23日（月）午後5時まで
- イ 提出場所：6の（1）に同じ
- ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）による

(4) 参加意思確認書及び添付書類の取扱い

- ア 提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする。
- イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加意思確認書及び添付書類は返却しない。
- エ 提出された参加意思確認書及び添付書類は、当該契約の審査の目的以外に使用しない。
- オ 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。
- カ 参加意思確認書及び添付書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とする。

(5) 参加意思確認書の審査

提出期限までに提出のあった参加意思確認書に基づき、応募要件を満たしているか担当部課で審査し、その結果を提出者に書面により通知するものとする。

8 食品衛生業務委託に係る業務提案書（以下「業務提案書」という。）について

(1) 提出様式

別紙様式第4号

(2) 記載上の留意事項

ア 業務委託計画書

業務の実施体制については、委託業務の実施に係る組織体制、各部門（担当者）の役割、配置する職員の食品衛生に関する知識習得に係る研修履歴や関係業務の従事年数等を具体的に記入すること。

(3) 業務提案書の提出期限、場所

- ア 提出期限：令和8年3月11日（水）午前9時から
令和8年3月23日（月）午後5時まで
- イ 提出場所：6の（1）に同じ
- ウ 提出方法：原則として持参による

(4) 業務提案書及び添付書類の扱い

- ア 提出期限までに到達しなかった場合は、業務提案書を無効とする。
- イ 業務提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された業務提案書及び添付書類は返却しない。
- エ 提出された業務提案書及び添付書類は、当該契約の審査の目的以外に使用しない。
- オ 提出期限以降における業務提案書及び添付書類の差替え及び再提出は認め

ない。

カ 業務提案書及び添付書類に虚偽の記載をした場合は、当該業務提案書を無効とする。

(5) 業務提案書の審査

提出期限までに提出のあった業務提案書について、保健福祉部内に設置する入札・契約事務審査会において、別紙（審査基準）により総合的に審査し、契約の相手方を選定する。

(6) 結果の公表

審査結果の公表は、提出者に書面により通知する。

(7) 選定された業務提案書の提案者

審査の結果、業務提案書が選定された提出者は、食品衛生業務委託事業の業務委託を行う者として契約手続きに移行する。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための窓口：上記6の(1)に同じ。

10 留意事項

本契約については、契約締結時期は令和8年4月1日としているが、令和8年度予算が県議会で議決されることが契約締結の条件であるため、当該事業に係る令和8年度予算が県議会で議決されない限り、契約は締結しない。

5 応募要件(1)イの登録申請を行い受理された者については、有資格者として認定されなかった場合は、契約は締結しない。

この契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。

別紙（審査基準）

評 価 項 目	評 価 得 点
業務の目的及び内容を十分理解しているか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
食品衛生を目的とする団体その他の者であるか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
業務内容に関連した知識があるか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
業務の実施体制は適正であるか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
業務に係る人員について適任者を配置しているか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
同種の業務に係る十分な実績、能力を有しているか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
経費見積額は適正な積算によるものか	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
合 計 得 点	点

（評価得点）

5：優れている 4：良い 3：普通 2：あまりよくない 1：悪い

（選定方法）

応募者のうち合計得点の最高得点者を、契約の相手方として選定するものとする。